

新役員の抱負

～ 若手会員支援・弁護士業務拡充・人権活動 ～

1. はじめに

2015年度、会長選挙を経て、当会会長を務めさせていただくことになりました。公約いたしました諸課題を着実に実現いたしたいと存じますので、ご支援のほど何とぞよろしくお願いいたします。

2. 若手会員支援

昨年夏以来、若手会員と語らう多くの機会を得ました。司法制度改革が生んだ法科大学院卒の弁護士が急増していますが、奨学金や貸与金の返済という経済的負担が重くのしかかっている現実を訴えられることが多くありました。また、司法試験や二回試験を控えての法曹教育であることから、先端法学分野や外国語契約書作成等、本来なら既に学修しておくべき分野が不十分であることも確認しました。

会費減額やクラス別研修・継続研修のより一層の充実を実現してまいります。

3. 弁護士の業務拡充

前年度執行部において、協力弁護士推薦サービス制度を発足しました。本年度執行部は、この制度を確実に承継し、実現したいと考えています。既に、弁護士不祥事の対策はそれぞれ実施されていますが、この制度が若手・先進会員双方によって評価されるようにしたいと考えます。

このほか、研修実績等を専門認定制度や弁護士アポ法律相談につなげる施策、弁護士会嘱託の増員、企業法務や国際司法の支援、地方と中央の任期付公務員、政策秘書などのさらなる展開をはかりたいと思います。

経済のグローバル化に対応して、国際的弁護士推薦制度は、中小企業の海外進出を法的基盤によって支えるものとなるでしょう。また、中国の法



会長
三宅 弘 (35期)
Hiroshi Miyake

学系大学院や、韓国の法科大学院への客員研究員の派遣は、アジアにおける共通法基盤の形成、さらに将来の課題としてのアジア人権裁判所の実現のためにも寄与するものとして実現したいものです。

4. 立憲主義を堅持しての人権活動

「人権活動と業務の両立を求めること」は、私が、原後山治弁護士の下で弁護士としての第1歩を歩んだ時に言われた言葉です。とりわけ、この2年余、特定秘密保護法の強行採決による立法、集团的自衛権行使容認の閣議決定による憲法解釈の変更、さらには、憲法96条の改正提案など、平和主義・平和を生きる権利を侵しかねない政策が急展開しています。今こそ、立憲主義を堅持しての人権活動が必要であると考えます。このことは、法律の運用を担う弁護士の集団として広く市民に訴えていくべきでしょう。

また、グローバル化、多様化した社会において、置き去りにされがちな人権の問題に、弁護士会の委員会活動を通じて的確に取り組むことは、世代を問わず実現していきたい大切な課題です。3で述べた弁護士会嘱託の増員は、人権擁護委員会においても実現し、刑務所等からの多くの人権救済申立てのより迅速な処理などを実現するとともに、個々の人権諸分野における人権のスペシャリストの養成にも結びつけることができれば、と考えています。

また、グローバル化、多様化した社会において、置き去りにされがちな人権の問題に、弁護士会の委員会活動を通じて的確に取り組むことは、世代を問わず実現していきたい大切な課題です。3で述べた弁護士会嘱託の増員は、人権擁護委員会においても実現し、刑務所等からの多くの人権救済申立てのより迅速な処理などを実現するとともに、個々の人権諸分野における人権のスペシャリストの養成にも結びつけることができれば、と考えています。

5. 「新時代の二弁物語」の創生へ

当会は、本年度から、日本で最初の女性副会長のクォータ制を実現しています。1年間、多材な副会長とともに、二弁のために全力を尽し、「新時代の二弁物語」を創生していきたいと存じますので、何とぞよろしくお願いのほど、お願い申し上げます。

副会長就任にあたって



副会長
池田 綾子 (36期)
Ayako Ikeda

1982年、司法修習生になったときに二弁配属となり、そのまま1984年二弁に登録し、32年目になります。この間、司法制度調査会、民事訴訟改善研究委員会（その後改組）などに所属し、2002年から2005年まで司法研修所教官（民事弁護担当）、2006年から2008年まで、日弁連事務次長を務めました。

今年の副会長は、期も年齢・世代も相当な幅があり、この多様性によって、会員の皆様の幅広いニーズにお応えしやすいのではないかと、思っています。弁護士会の必要性和有用性を会員の皆様が共有・実感できるよう、会長の下努めてまいります。

御指導と御叱正をよろしくお願い申し上げます。



副会長
早稲本 和徳 (48期)
Kazunori Wasemoto

私は、平成8年に弁護士登録をして以来、その殆どの期間にわたり司法修習委員会と互助会運営委員会に所属してまいりました。また、会務以外の活動としては、3年間にわたり慶應義塾大学法科大学院において教壇に立つ機会を得ました。

この度、平成27年度副会長に就任させていただくにあたり、三宅会長に日弁連副会長として存分に活躍していただけるよう、会内の様々な問題に対処していくことは勿論ですが、特に、これまでの経験を活かして、法曹養成制度の充実・連携による基本的資質の向上、若手弁護士の支援策を拡充するとともに、先生方に「二弁会員で良かった」と思ってもらえるような弁護士会を創るために頑張りたいと思います。甚だ未熟ではございますが、これまで以上にご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



副会長
園部 裕治 (48期)
Yuji Sonobe

私は、当会に登録後、主に刑事弁護関係の委員会に所属してまいりました。また、当会の推薦を受けて、司法研修所教官（刑事弁護）、司法試験考査委員（刑事訴訟法）、司法試験予備試験考査委員（刑事訴訟法）を務めさせていただきました。それらの貴重な経験をする機会をいただきました当会に深く感謝しております。また、これまでお世話になりました、当会の会員・職員の皆様に、この場を借りてお礼申し上げます。

この1年間、これまでのご恩返しをすべく、他の副会長とともに全力で会長を補佐し、当会の抱える問題・課題に対処する所存です。ご指導・ご鞭撻・ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。



副会長
福山 洋子 (50期)
Yoko Fukuyama

1998年に登録後まもなく、強制連行の戦後補償裁判に参加のほか、原告として接見妨害の国賠訴訟を提起、その後は代理人として接見訴訟に関与しています。また2003年にイラク戦争が開始され同国に自衛隊が派遣されたことを受け、日本全国で提起された自衛隊イラク派遣違憲訴訟に原告兼代理人として加わりました。二弁では、司法修習委員会などのほか、有事法制問題対策協議会、その後改組新設された憲法問題検討委員会、以後現在の日弁連憲法問題対策本部に至るまで、主に憲法関連委員会に携わっています。戦後最も自由と平和が脅かされているこの時期に、弁護士・弁護士会としてすべきは何かを皆さんとともに考えていきたいと思っております。

新役員の抱負



副会長
飯島 康央 (52期)
Yasuo Iijima

私は、平成12年に弁護士登録し、消費者問題対策委員会や司法修習委員会、公設事務所運営支援等委員会などに所属していました。特に、公設事務所運営支援等委員会では、平成17年から副委員長として、弁護士過疎地域に赴任される東京フロンティア基金法律事務所の先生方の支援を行ってきました。

この1年間は、二弁の様々な重要課題に対処すべく全力を尽くす所存ですが、何分にも会務経験が十分ではありませんので、会員の皆様のご意見やお知恵を拝借しながら、会長や他の副会長と一致団結して、職務を全うしたいと考えております。ご指導ご鞭撻をいただけますようお願い申し上げます。



副会長
柳楽 久司 (54期)
Hisashi Nagira

NIBEN Frontier前副編集長の柳楽です。5年ほど副編集長をやって昨年5月に退任しましたが、その自分がこんなにも早くこのコーナーに原稿を書くことになるとは思っていませんでした。私の弁護士登録は平成13年度で、ちょうどこのNIBEN Frontierが創刊された年です。登録初年度からひたすら広報畑を歩み続け、広報から派生して二弁のシステム・OAにもかかわったり、法教育の委員長や研修センターの副委員長なども務めてきました。こうして振り返ってみると、弁護士会が市民や会員に対して提供するサービスの「インフラ面」を見てきたということになるのでしょうか。今後も、弁護士会が市民そして会員の皆様にとって「もっと役に立てること」を追求していきたいと思います。

監事就任にあたって



監事
中村 晶子 (37期)
Akiko Nakamura

このたび、平成27年度監事を拝命いたしました。

弁護士登録直後、両性の平等に関する委員会の設立に関与し、以後、副委員長、後に委員長をさせていただいたこともあって、男女共同参画推進の観点からお引き受けいたしました。

現在法科大学院で法曹倫理を担当する立場にある者として、長い歴史の中で勝ち取られた弁護士自治の重要性に鑑み、弁護士会の会計・業務の監査が適正になされることの意味はたいへん大きいものと認識しておりますので、身の引き締まる思いです。

三宅会長はじめ6人の副会長と協力しつつ、一線を画する立場にあることを自覚し、微力ながら頑張っていきたいと思っております。



監事
野島 正 (42期)
Tadashi Nojima

1061507000。これはいったい何でしょうか。数字譜に置き換えれば、ド■ラドソ■シ■■■■ (■は、4分休符)。ジャン・ジャック・ルソーは、ドを1とした7音階、0を休止符にあてる数字記譜法を新案し、パリの都のアカデミーでお誉めにあずかった、と歴史の本には書いてあります。そうして聞くと、予算書から決算書から、思いがけなくも、交響曲第二ベントーベンの音楽が流れ出してくるというものです。そうして見ると、音符を虹色に、1は赤、2は橙…と置き換えさえすれば、赤□藍赤青□紫□□□ (□は太陽光です。)と色彩の協奏曲です。オーケストラ席のチケットをもつ監事ほど、楽しい仕事はありません。もう、皆様には、はじめの数字の意味は、お分かりでしょう。さて、マエストロ・ミ・ヤ・ケの演奏のはじまりです。ご静聴ください。